募集要項等の修正点

<table>
<tr><th rowspan="2">No</th><th rowspan="2">書籍名</th><th rowspan="2">頁</th><th rowspan="2">章</th><th rowspan="2">節</th><th rowspan="2">項</th><th rowspan="2">目</th><th rowspan="2">細目</th><th>令和8年7月27日公表</th><th>令和8年10月公表</th></tr>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th></tr>
<tr><td>1</td><td>募集要項</td><td>3</td><td>第1</td><td>1</td><td>(5)</td><td>イ</td><td>(ｶ) コンサルタント業務</td><td>維持管理計画策定</td><td>維持管理計画策定（管路施設）
維持管理計画策定（処理場施設等）</td></tr>
<tr><td>2</td><td>〃</td><td>4</td><td>第1</td><td>1</td><td>(10)</td><td>―</td><td>表２</td><td>
<table>
<tr><th>業務名</th><th></th><th>内訳額（円）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>公共下水道施設及び
農業集落施設、団地汚水処理</td><td>処理場施設等</td><td>5,929,048,400</td><td>1件あたり200万円以上の修繕を除く</td></tr>
<tr><td>公共下水道施設及び
農業集落施設、団地汚水処理</td><td>処理場施設等</td><td>1,091,217,700</td><td>1件あたり200万円以上の修繕</td></tr>
<tr><td>公共下水道施設及び
農業集落施設、団地汚水処理</td><td>管路施設</td><td>106,769,300</td><td>日常的維持管理（緊急修繕を除く）
計画的維持管理、宅内排水設備</td></tr>
<tr><td>公共下水道施設及び
農業集落施設、団地汚水処理</td><td>管路施設</td><td>237,585,700</td><td>日常的維持管理（緊急修繕）</td></tr>
<tr><td>公共下水道</td><td>管路施設</td><td>496,612,600</td><td>汚水管渠改築工事</td></tr>
<tr><td>コンサルタント業務</td><td>－</td><td>168,317,600</td><td>改築実施設計（管路施設）を除く</td></tr>
<tr><td>コンサルタント業務</td><td>－</td><td>75,137,700</td><td>改築実施設計（管路施設）</td></tr>
<tr><td>統括管理業務</td><td>－</td><td>395,120,000</td><td>SPC設立費用を含む</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td>8,499,809,000</td><td>見積上限額</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>業務名</th><th></th><th>内訳額（円）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>公共下水道施設及び
農業集落施設、団地汚水処理</td><td>処理場施設等</td><td>5,929,048,400</td><td>1件あたり200万円以上の修繕を除く</td></tr>
<tr><td>公共下水道施設及び
農業集落施設、団地汚水処理</td><td>処理場施設等</td><td>1,091,217,700</td><td>1件あたり200万円以上の修繕</td></tr>
<tr><td>公共下水道施設及び
農業集落施設、団地汚水処理</td><td>管路施設</td><td>106,769,300</td><td>日常的維持管理（緊急修繕を除く）
計画的維持管理、宅内排水設備</td></tr>
<tr><td>公共下水道施設及び
農業集落施設、団地汚水処理</td><td>管路施設</td><td>237,585,700</td><td>日常的維持管理（緊急修繕）</td></tr>
<tr><td>公共下水道</td><td>管路施設</td><td>496,612,600</td><td>汚水管渠改築工事</td></tr>
<tr><td>コンサルタント業務</td><td>－</td><td>22,853,600</td><td>ストックマネジメント実施方針策定
（処理場施設等）</td></tr>
<tr><td>コンサルタント業務</td><td>－</td><td>63,148,800</td><td>ストックマネジメント計画策定
（処理場施設等修繕改築計画）</td></tr>
<tr><td>コンサルタント業務</td><td>－</td><td>11,968,000</td><td>ストックマネジメント実施方針策定
（管路施設）</td></tr>
<tr><td>コンサルタント業務</td><td>－</td><td>32,612,800</td><td>ストックマネジメント計画策定
（管路施設修繕改築計画）</td></tr>
<tr><td>コンサルタント業務</td><td>－</td><td>75,137,700</td><td>改築実施設計（管路施設）</td></tr>
<tr><td>コンサルタント業務</td><td>－</td><td>21,454,400</td><td>維持管理計画策定（管路施設）
維持管理計画策定（処理場施設等）</td></tr>
<tr><td>コンサルタント業務</td><td>－</td><td>16,280,000</td><td>事業マネジメント</td></tr>
<tr><td>統括管理業務</td><td>－</td><td>395,120,000</td><td>SPC設立費用を含む</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td>8,499,809,000</td><td>見積上限額</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>3</td><td>〃</td><td>7</td><td>第2</td><td>3</td><td>(1)</td><td>―</td><td>―</td><td>応募者は、ア～キの要件を全て満たすものとする。</td><td>応募者は、ア～カの要件を全て満たすものとする。</td></tr>
<tr><td>4</td><td>〃</td><td>7</td><td>第2</td><td>3</td><td>(1)</td><td>カ</td><td>―</td><td>カ　下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年７月９日建設省告示第1348号）による登録業者である者</td><td>―</td></tr>
<tr><td>5</td><td>〃</td><td>7</td><td>第2</td><td>3</td><td>(2)</td><td>ウ</td><td>―</td><td>―</td><td>ウ　下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年７月９日建設省告示第1348号）による登録業者である者</td></tr>
<tr><td>6</td><td>〃</td><td>9</td><td>第2</td><td>3</td><td>(7)</td><td>ア</td><td>―</td><td>同種業務又は処理場施設の実施設計</td><td>下水道事業計画、ストックマネジメント実施計画、管渠実施設計又は処理場実施設計</td></tr>
<tr><td>7</td><td>〃</td><td>9</td><td>第2</td><td>3</td><td>(7)</td><td>イ</td><td>―</td><td>同種業務又は処理場施設の実施設計</td><td>下水道事業計画、ストックマネジメント実施計画、管渠実施設計又は処理場実施設計</td></tr>
<tr><td>8</td><td>〃</td><td>9</td><td>第2</td><td>3</td><td>(7)</td><td>ウ</td><td>―</td><td>同種業務又は処理場施設の実施設計</td><td>下水道事業計画、ストックマネジメント実施計画、管渠実施設計又は処理場実施設計</td></tr>
<tr><td>9</td><td>〃</td><td>12</td><td>第2</td><td>4</td><td>(2)</td><td>ウ</td><td>(ｲ)提出方法</td><td>様式Ｉ－２～６に記入のうえ、電子メールにより、下水道課宛に提出する。</td><td>様式Ｉ－２～８に記入のうえ、電子メールにより、下水道課宛に提出する。</td></tr>
</table>

募集要項等の修正点

No	書籍名	頁	章	節	項	目	細目	令和8年7月27日公表 修正前	令和8年10月公表 修正後
10	〃	20	第3	8	(1)	—	—	（てん補限度額）対人：10億円／1事故、対物：10億円／1事故 （免責金額）500万円／1事故	—
11	〃	20	第3	8	(2)	—	—	（てん補限度額）対物：10億円／1事故 （免責金額）500万円／1事故	—
12	〃	24	第4	2	(3)	ア	処理場施設	日進市米野木町三ケ峯 4-134	日進市米野木町三ケ峯 4-314
13	募集要項 （参考資料）	24	6	6.3	—	—	—	火災監視サービス（南部浄化センター汚泥棟を除く）	火災監視サービス（南部浄化センターし尿受入施設を除く）
14	〃	32	10	—	—	—	—	参考資料10　これまでの維持管理方法（水質等分析（計量証明））	参考資料10　これまでの維持管理方法（水質等分析）
15	〃	32	10	10.1	—	—	—	1：水質検査（１）（流入６回／年、放流２回／月　３３項目）	1：水質検査（１）（計量証明）（流入６回／年、放流２回／月　３３項目）
16	〃	32	10	10.1	—	—	—	2：汚泥分析（溶出試験　１５項目）（４回／年）	2：汚泥分析（計量証明）（溶出試験　１５項目）（４回／年）
17	〃	32	10	10.1	—	—	—	3：臭気測定	3：臭気測定(計量証明)
18	〃	33	10	10.1	—	—	—	4：水質測定（流入、放流）（通日）	4：水質測定（流入、放流）（計量証明）（通日）
19	〃	33	10	10.1	—	—	—	5：水質等分析（計量証明）（北部浄化センター）	5：水質等分析（北部浄化センター）
20	〃	33	10	10.1	—	—	—	6：水質等分析（計量証明）（南部浄化センター）	6：水質等分析（南部浄化センター）
21	〃	34	10	10.2	—	—	—	1：水質検査（１）（流入４回／年　７項目）	1：水質検査（１）（計量証明）（流入４回／年　７項目）
22	〃	34	10	10.2	—	—	—	水質検査（２）（放流１２回／年　１３項目）	水質検査（２）（計量証明）（放流１２回／年　１３項目）

募集要項等の修正点

No	書籍名	頁	章	節	項	目	細目	令和8年7月27日公表 修正前	令和8年10月公表 修正後
23	〃	35	10	10.2	—	—	—	2：臭気測定	2：臭気測定（計量証明）
24	〃	35	10	10.2	—	—	—	3：水質等分析（計量証明）	3：水質等分析
25	モニタリング基本計画	4	第1章	1.4	—	—	（6）コンサルタント業務	・維持管理計画策定	・維持管理計画策定（管路施設） ・維持管理計画策定（処理場施設等）
26	様式集	1	第2	1	—	—	—	Ⅰ-5　様式集に関する質問書 Ⅰ-6　契約書（案）に関する質問書	Ⅰ-5　モニタリング基本計画に関する質問書 Ⅰ-6　様式集に関する質問書 Ⅰ-7　基本協定書（案）に関する質問書 Ⅰ-8　事業契約書（案）に関する質問書
27	〃	2	第2	4	—	—	—	Ⅳ－５ 要求水準書チェックリスト 適宜 Ａ４縦 Word １部	Ⅳ－５ 要求水準書チェックリスト 適宜 Ａ４縦 Excel １部
28	様式集 （入力用）		様式Ⅰ-5	—	—	—	モニタリング基本計画に関する質問書	—	追加
29	〃		様式Ⅰ-6	—	—	—	様式集に関する質問書	様式Ⅰ-5　様式集に関する質問書	様式Ⅰ-6　様式集に関する質問書
30	〃		様式Ⅰ-7	—	—	—	基本協定書（案）に関する質問書	—	追加
31	〃		様式Ⅰ-8	—	—	—	事業契約書（案）に関する質問書	様式Ⅰ-6　契約書（案）に関する質問書	様式Ⅰ-8　事業契約書（案）に関する質問書
32	〃	—	様式Ⅱ-2	—	—	—	参加表明書	令和９年７月27日付け	令和８年７月27日付け
33	〃	—	様式Ⅱ-2	—	—	—	参加表明書	＜添付書類＞ １．印鑑証明書	—
34	〃	—	様式Ⅱ-4	—	—	—	委任状	令和９年７月27日付け	令和８年７月27日付け
35	〃	—	様式Ⅱ-8	—	—	—	参加資格審査の附属資料提出確認書	４ 印鑑証明書	—

募集要項等の修正点

No	書籍名	頁	章	節	項	目	細目	令和8年7月27日公表 修正前	令和8年10月公表 修正後
36	〃	—	様式Ⅱ-8	—	—	—	参加資格審査の附属資料提出確認書	※本市の入札参加資格登録がなされている応募者は不要、入札参加資格登録がなされていない応募者は印鑑証明書を添付してください。	—
37	〃	—	様式 Ⅱ-8-2	—	—	—	参加資格	(1)-カ　下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年７月９日建設省告示第1348号）による登録業者である者 (1)-キ 愛知県内に本店又は支店（営業所）があり、常時事業を実施していること。	(1)-カ　愛知県内に本店又は支店（営業所）があり、常時事業を実施していること。
38	〃	—	様式 Ⅱ-8-2	—	—	—	参加資格	※(1)-カが該当する場合、下水道処理施設維持管理業者登録を確認できる書類を添付してください。	※処理場施設等及び管路施設の維持管理を担う企業は、水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年７月９日建設省告示第1348号）による登録業者であることを確認できる書類を添付してください。
39	〃	—	様式Ⅳ-2	—	—	—	委任状	令和９年７月27日付け	令和８年７月27日付け
40	〃	—	様式Ⅳ-3	—	—	—	競争的対話参加申込書	注１）参加者は、代表者を含め1コンソーシアムにつき10名までとする。	注１）参加者は、代表者を含め1コンソーシアムにつき20名までとする。
41	〃	—	様式Ⅳ-3 （別紙）	—	—	—	競争的対話参加者一覧	—	※記載する欄が不足する場合は、適宜追加すること。 ※競争的対話では、Web会議の利用を認め、20名以上が参加することも可能とします。 Web会議で参加する方も参加者一覧表に記載し、Web参加であることが分かるようにしてください。また、当日は競争的対話の開始前に、Webカメラ等を用いて本人確認を行います。
42	〃	—	様式Ⅳ-5	—	(12/58)	No.47	要求水準書 チェックリスト	ア　本業務において運転管理上で要求される水質、汚泥などの試験・解析（なお、下水道法第21条及び水質汚濁防止法第14条第１項に基づく水質検査（以下「下水法定水質検査」という。）は本市が行う。）、脱水ケーキ含水率の測定	ア　本業務において運転管理上で要求される水質、汚泥などの試験・解析、脱水ケーキ含水率の測定
43	〃	—	様式Ⅳ-5	—	(14/58)	No.51	要求水準書 チェックリスト	３－６－１２．その他の業務、その他の技術業務 事業者は、次の各号の業務を行うものとする。	３－６－１２．その他の業務、その他の技術業務 事業者は、次の各号の業務を行うものとする。なお、次の各号の業務以外にも、設備等を適正に運転するための必要な業務について実施すること。
44	〃	—	様式Ⅳ-5	—	(14/58)	No.51	要求水準書 チェックリスト	エ　槽内清掃立会い	エ　受入槽・沈査槽の清掃及び汚泥の搬出、運搬・処分
45	〃	—	様式Ⅳ-5	—	(26/58)	No.92	要求水準書 チェックリスト	同種業務又は下水道施設の実施設計	下水道事業計画、ストックマネジメント実施計画、管渠実施設計又は処理場実施設計
46	〃	—	様式Ⅳ-5	—	(27/58)	No.93	要求水準書 チェックリスト	同種業務又は処理場施設の実施設計	下水道事業計画、ストックマネジメント実施計画、管渠実施設計又は処理場実施設計
47	〃	—	様式Ⅳ-5	—	(38/58)	No.118	要求水準書 チェックリスト	管渠以外に検討対象とした施設（マンホール、取付管・ます、マンホールふた）	管渠以外に検討対象とした施設（マンホール、取付管、マンホールふた）

募集要項等の修正点

No	書籍名	頁	章	節	項	目	細目	令和8年7月27日公表 修正前	令和8年10月公表 修正後
48	〃	—	様式Ⅳ-5	—	(42/58)	No.126	要求水準書 チェックリスト	４－４－６．維持管理計画策定	４－４－６．維持管理計画策定（管路施設）
49	〃	—	様式Ⅳ-5	—	(43/58)	No.127	要求水準書 チェックリスト	４－４－６．維持管理計画策定	４－４－６．維持管理計画策定（管路施設）
50	〃	—	様式Ⅳ-5	—	(44/58)	No.128 No.129 No.130 No.131	要求水準書 チェックリスト	４－４－６．維持管理計画策定	４－４－６．維持管理計画策定（管路施設）
51	〃	—	様式Ⅳ-5	—	(44/58)	No.132	要求水準書 チェックリスト	—	４－４－７．維持管理計画策定（処理場施設等） （２）業務内容 維持管理計画は、本市公共下水道事業の対象施設について、長期的視点で処理場施設等の今後の老朽化の進行や重要性等を考慮し、優先順位付けを行った上で、令和10 年度～令和18年度の９年間の維持管理計画（処理場施設等に関する修繕計画）を策定する。 ア　施設情報の収集・整理 処理場施設等の修繕計画の検討に必要な施設情報の収集・整理、現地確認等を行う。
52	〃	—	様式Ⅳ-5	—	(44/58)	No.133	要求水準書 チェックリスト	—	４－４－７．維持管理計画策定（処理場施設等） （２）業務内容 ア　施設情報の収集・整理 処理場施設等の修繕計画の検討に必要な施設情報の収集・整理、現地確認等を行う。
53	〃	—	様式Ⅳ-5	—	(45/58)	No.134	要求水準書 チェックリスト	—	４－４－７．維持管理計画策定（処理場施設等） （２）業務内容 イ　施設情報の電子データ化 収集した施設情報を一元的に管理し、効率的に活用できるように電子データ化する。
54	〃	—	様式Ⅳ-5	—	(45/58)	No.135	要求水準書 チェックリスト	—	４－４－７．維持管理計画策定（処理場施設等） （２）業務内容 ウ 優先順位の設定 収集した施設情報を基に修繕の優先順位等を設定する。
55	〃	—	様式Ⅳ-5	—	(45/58)	No.136	要求水準書 チェックリスト	—	４－４－７．維持管理計画策定（処理場施設等） （２）業務内容 エ 維持管理計画（処理場施設等の修繕計画）の策定 令和10年度～令和18年度の9年間の修繕対象施設および概算費用の案を整理し、維持管理計画（処理場施設等の修繕計画）を作成する。
56	〃	—	様式Ⅳ-5	—	(45/58)	No.137	要求水準書 チェックリスト	—	４－４－７．維持管理計画策定（処理場施設等） （２）業務内容 オ 報告書作成 本業務で、収集した資料、各種検討内容を整理し、報告書として取りまとめる。
57	〃	—	様式Ⅳ-5	—	(46/58)	No.138	要求水準書 チェックリスト	４－４－７．事業マネジメント	４－４－８．事業マネジメント

募集要項等の修正点

<table>
<tr><th rowspan="2">No</th><th rowspan="2">書籍名</th><th rowspan="2">頁</th><th rowspan="2">章</th><th rowspan="2">節</th><th rowspan="2">項</th><th rowspan="2">目</th><th rowspan="2">細目</th><th>令和8年7月27日公表</th><th>令和8年10月公表</th></tr>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th></tr>
<tr><td>58</td><td>〃</td><td>—</td><td>様式Ⅳ-5</td><td>—</td><td>(49/58)</td><td>No.150</td><td>要求水準書
チェックリスト</td><td>②事業者は、</td><td>①事業者は、</td></tr>
<tr><td>59</td><td>〃</td><td>—</td><td>様式Ⅳ-5</td><td>—</td><td>(54/58)</td><td>No.172</td><td>要求水準書
チェックリスト</td><td>本市は、前（２）による確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合があるときは、事業契約書の定めに従うものとする。</td><td>本市は、前（２）による確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合があるときは、事業契約書の定めに従うものとする。ただし、経年劣化は契約不適合に含まないものとする。</td></tr>
<tr><td>60</td><td>〃</td><td>—</td><td>様式
V-9-1</td><td>—</td><td>(1)</td><td>—</td><td>見積価格書_総括表</td><td>
<table>
<tr><td colspan="3">コンサルタント業務</td><td>—</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">ストックマネジメント実施方針策定（処理場施設等）</td><td>⑥</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">ストックマネジメント計画策定（処理場施設等修繕改築計画）</td><td>⑥</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">ストックマネジメント実施方針策定（管路施設）</td><td>⑥</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">ストックマネジメント計画策定（管路施設修繕改築計画）</td><td>⑥</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">改築実施設計（管路施設）</td><td>⑦</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">維持管理計画策定</td><td>⑥</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">事業マネジメント</td><td>⑥</td></tr>
<tr><td colspan="3">統括管理業務</td><td>⑧</td></tr>
<tr><td colspan="3">SPC</td><td>—</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">運営費等</td><td>—</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>設立（資本金は除く）</td><td>⑧</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>運営</td><td>⑧</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td colspan="3">コンサルタント業務</td><td>—</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">ストックマネジメント実施方針策定（処理場施設等）</td><td>⑥</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">ストックマネジメント計画策定（処理場施設等修繕改築計画）</td><td>⑦</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">ストックマネジメント実施方針策定（管路施設）</td><td>⑧</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">ストックマネジメント計画策定（管路施設修繕改築計画）</td><td>⑨</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">改築実施設計（管路施設）</td><td>⑩</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">維持管理計画策定（管路施設）</td><td>⑪</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">維持管理計画策定（処理場施設等）</td><td>⑪</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">事業マネジメント</td><td>⑫</td></tr>
<tr><td colspan="3">統括管理業務</td><td>⑬</td></tr>
<tr><td colspan="3">SPC</td><td>—</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">運営費等</td><td>—</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>設立（資本金は除く）</td><td>⑬</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>運営</td><td>⑬</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>61</td><td>〃</td><td>—</td><td>様式
V-9-1</td><td>—</td><td>(2)</td><td>—</td><td>見積価格書_総括表</td><td>
単位：円（税込額）
<table>
<tr><th colspan="3">項目</th><th>区分</th><th>事業費
（10ヶ年合計）</th><th>募集要項
「表2 見積上限額」</th></tr>
<tr><td colspan="3">合計（税込額）</td><td>—</td><td></td><td>8,499,809,000</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">公共下水道及び農業集落排水、団地汚水処理－処理場施設等</td><td>—</td><td></td><td>—</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>1件あたり200万円以上の修繕を除く</td><td>①</td><td></td><td>5,929,048,400</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>1件あたり200万円以上の修繕</td><td>②</td><td></td><td>1,091,217,700</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">公共下水道及び農業集落排水、団地汚水処理－管路施設</td><td>—</td><td></td><td>—</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>日常的維持管理（緊急修繕を除く）
計画的維持管理、宅内排水設備</td><td>③</td><td></td><td>106,769,300</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>日常的維持管理（緊急修繕）</td><td>④</td><td></td><td>237,585,700</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">公共下水道－管路施設</td><td>—</td><td></td><td>—</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>汚水管路改築工事</td><td>⑤</td><td></td><td>496,612,600</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">コンサルタント業務</td><td>—</td><td></td><td>—</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>改築実施設計（管路施設）を除く</td><td>⑥</td><td></td><td>168,317,600</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>改築実施設計（管路施設）</td><td>⑦</td><td></td><td>75,137,700</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">統括管理業務（SPC設立費用を含む）</td><td>⑧</td><td></td><td>395,120,000</td></tr>
</table>
</td><td>
単位：円（税込額）
<table>
<tr><th colspan="3">項目</th><th>区分</th><th>事業費
（10ヶ年合計）</th><th>募集要項
「表2 見積上限額」</th></tr>
<tr><td colspan="3">合計（税込額）</td><td>—</td><td></td><td>8,499,809,000</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">公共下水道及び農業集落排水、団地汚水処理－処理場施設等</td><td>—</td><td></td><td>—</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>1件あたり200万円以上の修繕を除く</td><td>①</td><td></td><td>5,929,048,400</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>1件あたり200万円以上の修繕</td><td>②</td><td></td><td>1,091,217,700</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">公共下水道及び農業集落排水、団地汚水処理－管路施設</td><td>—</td><td></td><td>—</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>日常的維持管理（緊急修繕を除く）
計画的維持管理、宅内排水設備</td><td>③</td><td></td><td>106,769,300</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>日常的維持管理（緊急修繕）</td><td>④</td><td></td><td>237,585,700</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">公共下水道－管路施設</td><td>—</td><td></td><td>—</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>汚水管路改築工事</td><td>⑤</td><td></td><td>496,612,600</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">コンサルタント業務</td><td>—</td><td></td><td>—</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ストックマネジメント実施方針策定
（処理場施設等）</td><td>⑥</td><td></td><td>22,853,600</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ストックマネジメント計画策定
（処理場施設等修繕改築計画）</td><td>⑦</td><td></td><td>63,148,800</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ストックマネジメント実施方針策定
（管路施設）</td><td>⑧</td><td></td><td>11,968,000</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ストックマネジメント計画策定
（管路施設修繕改築計画）</td><td>⑨</td><td></td><td>32,612,800</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>改築実施設計（管路施設）</td><td>⑩</td><td></td><td>75,137,700</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>維持管理計画策定（管路施設）
維持管理計画策定（処理場施設等）</td><td>⑪</td><td></td><td>21,454,400</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>事業マネジメント</td><td>⑫</td><td></td><td>16,280,000</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">統括管理業務（SPC設立費用を含む）</td><td>⑬</td><td></td><td>395,120,000</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>62</td><td>〃</td><td>—</td><td>様式
V-9-9</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>見積価格書_施設別内訳表
－コンサルタント業務</td><td>維持管理計画策定</td><td>維持管理計画策定（管路施設）
維持管理計画策定（処理場施設等）</td></tr>
</table>

要求水準書の修正点

No	書籍名	頁	章	節	項	目	細目	令和8年7月27日公表 修正前	令和8年10月公表 修正後
1	要求水準書	2	第1	1-5.	(1)	—	表1-1	浄化槽汚泥等受入施設を含む	水処理施設　既設4池、 R13～　5池目稼働予定、 R15～　6池目稼働予定、 浄化槽汚泥等受入施設を含む
2	〃	2	第1	1-5.	(1)	—	表1-3	日進市米野木町三ケ峯4-134	日進市米野木町三ケ峯4-314
3	〃	2	第1	1-5.	(1)	—	表1-3	R16公共下水道へ統合予定	R15公共下水道へ統合予定
4	〃	6	第1	1-6.	(9)	—	（消耗品の交換調達）	ただし、１つの金額が3万円以上のものは除く。	ただし、１つの金額が3万円(消費税及び地方消費税を含む)以上のものは除く。
5	〃	6	第1	1-6.	(9)	—	（備品の調達）	ただし、１つの金額が80万円以上のものは除く。	ただし、１つの金額が80万円(消費税及び地方消費税を含む)以上のものは除く。
6	〃	17	第3	3-6-9.	(1)	ア	—	本業務において運転管理上で要求される水質、汚泥などの試験・解析（なお、下水道法第21条及び水質汚濁防止法第14条第１項に基づく水質検査（以下「下水法定水質検査」という。）は本市が行う。）、脱水ケーキ含水率の測定	本業務において運転管理上で要求される水質、汚泥などの試験・解析、脱水ケーキ含水率の測定
7	〃	18	第3	3-6-12.	—	—	—	—	【追加】 なお、次の各号の業務以外にも、設備等を適正に運転するための必要な業務について実施すること。
8	〃	18	第3	3-6-12.	(3)	イ	—	エ 槽内清掃立会い	エ 受入槽・沈査槽の清掃及び汚泥の搬出、運搬・処分
9	〃	33	第4	4-2.	(2)	イ	—	同種業務又は処理場施設の実施設計	下水道事業計画、ストックマネジメント実施計画、管渠実施設計又は処理場実施設計
10	〃	33	第4	4-2.	(2)	ウ	—	同種業務又は処理場施設の実施設計	下水道事業計画、ストックマネジメント実施計画、管渠実施設計又は処理場実施設計
11	〃	33	第4	4-2.	(3)	イ	—	同種業務又は下水道施設の実施設計	下水道事業計画、ストックマネジメント実施計画、管渠実施設計又は処理場実施設計
12	〃	34	第4	4-3.	(1)	—	表4-1	⑥ 維持管理計画策定	⑥ 維持管理計画策定（管路施設）
13	〃	34	第4	4-3.	(1)	—	表4-1	—	【追加】 ⑦ 維持管理計画策定（処理場施設等）

要求水準書の修正点

No	書籍名	頁	章	節	項	目	細目	令和8年7月27日公表 修正前	令和8年10月公表 修正後
14	〃	34	第4	4-3.	(1)	―	表4-1	―	【追加】 ２回 (令和９年度、令和14年度)
15	〃	34	第4	4-3.	(1)	―	表4-1	⑦ 事業マネジメント	⑧ 事業マネジメント
16	〃	43	第4	4-4-4.	(2)	―	④対策範囲の検討	管渠以外に検討対象とした施設（マンホール、取付管・ます、マンホールふた）	管渠以外に検討対象とした施設（マンホール、取付管、マンホールふた）
17	〃	48	第4	4-4-6.	―	―	―	４－４－６．維持管理計画策定	４－４－６．維持管理計画策定（管路施設）

要求水準書の修正点

<table>
<tr><th rowspan="2">No</th><th rowspan="2">書籍名</th><th rowspan="2">頁</th><th rowspan="2">章</th><th rowspan="2">節</th><th rowspan="2">項</th><th rowspan="2">目</th><th rowspan="2">細目</th><th>令和8年7月27日公表</th><th>令和8年10月公表</th></tr>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th></tr>
<tr><td>18</td><td>〃</td><td>50</td><td>第4</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>【追加】

４－４－７．維持管理計画策定（処理場施設等）
（１）業務概要
ア　業務の目的
本業務は、本市公共下水道事業の対象施設について、令和８年度までの処理場施設等の維持管理結果や施設の老朽化状況等を考慮して令和 10 年度～令和 18 年度の９年間の維持管理計画（処理場施設等に関する修繕計画）を作成することを目的とする。
イ　業務対象
①対象事業：公共下水道および農業集落排水、団地汚水処理
②委託箇所：本市全域
③対象施設：公共下水道および農業集落排水（処理場施設等）、団地汚水処理（処理場施設等）
（２）業務内容
維持管理計画は、本市公共下水道事業の対象施設について、長期的視点で処理場施設等の今後の老朽化の進行や重要性等を考慮し、優先順位付けを行った上で、令和 10 年度～令和 18 年度の９年間の維持管理計画（処理場施設等に関する修繕計画）を策定する。
ア　施設情報の収集・整理
処理場施設等の修繕計画の検討に必要な施設情報の収集・整理、現地確認等を行う。
・名称
・設置年度及び設置価格
・所在地
・点検・調査結果
・施設状態（劣化状況）
・維持管理履歴（修繕記録、事故・故障記録）等
イ　施設情報の電子データ化
収集した施設情報を一元的に管理し、効率的に活用できるように電子データ化する。
ウ 優先順位の設定
収集した施設情報を基に修繕の優先順位等を設定する。
エ 維持管理計画（処理場施設等の修繕計画）の策定
令和 10 年度～令和 18 年度の９年間の修繕対象施設および概算費用の案を整理し、維持管理計画（処理場施設等の修繕計画）を作成する。
オ 報告書作成
本業務で、収集した資料、各種検討内容を整理し、報告書として取りまとめる。
（３）成果品
本業務は電子納品の対象とする。
ア　「日進市電子納品運用ガイドライン」に基づき電子納品の対象となる成果品やその作成については、同ガイドラインによるものとする。
イ　その他、電子納品に関する取扱いについては、本市との協議に従うこととする。
ウ　上記に関わらず、紙媒体で提出すべき成果品とその部数は次の通りとする。
表 ４－１１　成果品
<table><tr><th colspan="2">図書名</th><th>形状寸法・提出部数</th></tr><tr><td>①</td><td>報告書</td><td>２部</td></tr><tr><td>②</td><td>打合せ議事録</td><td>Ａ４判、２部</td></tr><tr><td>③</td><td>その他参考資料</td><td>一式</td></tr><tr><td>④</td><td>上記図書の電子成果品</td><td>CD-R 又は DVD-R　一式</td></tr></table>エ　成果品の作成に当たっては、その編集方法等についてあらかじめ本市と協議する。
オ　製本はすべて表紙、背表紙ともにタイトルをつけ、直接印刷したものとする。
カ　提出部数は上記を上限とし、本市との協議により決定する。</td></tr>
<tr><td>19</td><td>〃</td><td>51</td><td>第4</td><td>4-4-8.</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>４－４－７．事業マネジメント</td><td>４－４－８．事業マネジメント</td></tr>
</table>

要求水準書の修正点

No	書籍名	頁	章	節	項	目	細目	令和8年7月27日公表 修正前	令和8年10月公表 修正後
20	〃	51	第4	4-4-8.	―	―	―	表４－１１	表４－１２
21	〃	55	第5	5-2.	(4)	ウ	―	②事業者は、	①事業者は、
22	〃	60	第6	6-2.	(4)	―	―	本市は、前（２）による確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合があるときは、事業契約書の定めに従うものとする。	本市は、前（２）による確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合があるときは、事業契約書の定めに従うものとする。ただし、経年劣化は契約不適合に含まないものとする。
23	〃	別紙3-1	―	―	―	―	―	水中汚水ポンプ 3.8m3/日、2.0m3/日、7.2m3/日	水中汚水ポンプ 3.8m3/分、2.0m3/分、7.2m3/分
24	〃	別紙3-1	―	―	―	―	―	（汚泥処理棟、浄化槽汚泥等受入施設）	（汚泥処理棟、水処理棟、浄化槽汚泥等受入施設）
25	〃	別紙8-1	―	―	―	―	―	―	【追加】 この場合において、事業者の構成員、親会社、子会社、関連会社その他事業者と資本関係、人的関係又は実質的な経営上の関係を有する者が作成した見積書は、独立した第三者の見積書として取り扱わないものとする。また、事業者が作成し、又は価格の決定に関与した見積書も、独立した第三者の見積書として取り扱わないものとする。 ただし、事業者が自ら施工する場合又は事業者が施工管理を行い、事業者以外の施工業者に施工させる場合は、事業者が提出する見積書を1者分として取り扱うことができる。その上で、事業者は、事業者以外の施工業者2者以上から見積書を徴取し、 修繕伺書に添付しなければならない。 事業者が施工及び施工監理を行わず、修繕の全部を事業者以外の施工業者に委託する場合は、事業者は、見積書、施工体制及び費用の内訳を修繕伺書に明記しなければならない。
26	〃	別紙8-1	―	―	―	―	―	―	【追加】 （４）施工体制及び費用の内訳

事業契約書の修正点

No	書籍名	頁	章	節	項	目	細目	令和8年7月27日公表 修正前	令和8年10月公表 修正後
1	事業契約書	16	5	3	第42条	3	―	報告書を提出しなければならない	報告しなければならない
2	〃	24	5	4	第54条	2	―	市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。	市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前払金を支払わなければならない。
3	〃	39	10	1	第89条	2	違約金	第90条（事業者事由による解除）の規定により	第82条（事業者事由による解除）の規定により
4	〃	別紙7 P5	1	(2)	2)	イ	③表1-5	薬品　精算額の算定方法 　調達先からの請求額	薬品　精算額の算定方法 　基準単価及び実績使用量等に基づき、次頁③ bに定める方法により算定した額
5	〃	別紙7 P6	1	(2)	2)	イ	③表1-6	（単位：円/kg）	（単位：円/kg、税抜）
6	〃	別紙7 P9	1	(2)	4)	ア	表1-9	D-1　対価の主な内容 ・維持管理計画策定	D-1　対価の主な内容 ・維持管理計画策定（管路施設） ・維持管理計画策定（処理場施設等）
7	〃	別紙7 P11	2	2-1	(1)	1)	イ	サービス対価A-1の支払額について、年1回見直しを行うものとする。見直し時の指数と前回改定時の指数とを比較し、	サービス対価A-1の支払額について、年1回見直しを行うものとする。初回の見直しにおいては、見直し時の指数と令和8年3月時点の指数とを比較し、
8	〃	別紙7 P12	2	2-1	(1)	2)	イ	サービス対価A-1の支払額について、年1回見直しを行うものとする。見直し時の指数と前回改定時の指数とを比較し、	サービス対価A-1の支払額について、年1回見直しを行うものとする。初回の見直しにおいては、見直し時の指数と令和8年3月時点の指数とを比較し、
9	〃	別紙7 P13	2	2-1	(1)	3)	表2-3	D-1　対価の主な内容 ・維持管理計画策定	D-1　対価の主な内容 ・維持管理計画策定（管路施設） ・維持管理計画策定（処理場施設等）
10	〃	別紙7 P13	2	2-1	(1)	3)	イ	サービス対価A-1の支払額について、年1回見直しを行うものとする。見直し時の指数と前回改定時の指数とを比較し、	サービス対価A-1の支払額について、年1回見直しを行うものとする。初回の見直しにおいては、見直し時の指数と令和8年3月時点の指数とを比較し、